

議案第52号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2021年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、事務の改廃等に伴い関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

事務の改廃等に伴い関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 共通決裁事項の庶務に関する事項を次のとおり整備します。(別表第2の1の項関係)

ア 行政不服審査法に基づく審査請求に係る事務及び訴訟等に係る事務の専決区分に関する規定を加えます。

イ 附属機関に係る事務に関する規定を改めます。

ウ 指定管理者との協定に係る事務及び指定管理者が提出する事業報告書に係る事務の専決区分に関する規定を加えます。

(2) 共通決裁事項の人事に関する事項を次のとおり整備します。(別表第2の2の項関係)

ア 非常勤特別職の任命に関する規定を改めます。

イ 懇談会の委員の任命に関する規程を加えます。

(3) 教育総務課及び生涯学習総務課の個別決裁事項に関する規定を改めます。(別表第3関係)

(4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
(定義)						(定義)					
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
(1)～(4) 略						(1)～(4) 略					
(5) 課長 規則第6条第1項に規定する課長及び所長並びに同条第2項及び第3項に規定する特命担当課長をいう。						(5) 課長 規則第6条第1項に規定する課長及び所長並びに同条第2項に規定する特命担当課長をいう。					
(6) 略						(6) 略					
(7) 担当課長 規則第6条第4項(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する担当課長をいう。						(7) 担当課長 規則第6条第3項(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する担当課長をいう。					
(8)～(10) 略						(8)～(10) 略					
別表第2(第8条関係)						別表第2(第8条関係)					
共通決裁事項						共通決裁事項					
1 庶務に関する事項						1 庶務に関する事項					
項目	教育長	専決区分			合議先	項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長			部長	課長	教育機関の長		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
							○				
<u>(6) 行政手続法等に基づく審査基</u>		<u>重要なもの</u>	○	○		<u>(6) 行政処分に対する不服申立てを受理すること。</u>					
						<u>(7) 行政手続法等に基づく審査基</u>		○	○		

<u>び調停に係る事務を処理すること。</u>	<u>要なもの</u>				
<u>(13) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(14) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(15) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(16) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(17) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(18) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(19) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(20) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(21) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(22) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(23) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(24) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(25) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(26) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(27) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(28) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(29) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(30) 略</u>	略	略	略	略	略

<u>(8) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(9) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(10) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(11) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(12) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(13) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(14) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(15) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(16) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(17) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(18) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(19) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(20) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(21) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(22) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(23) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(24) 略</u>	略	略	略	略	略
<u>(25) 略</u>	略	略	略	略	略

(31) 略	略	略	略	略	略
(32) 略	略	略	略	略	略
(33) 略	略	略	略	略	略
(34) 略	略	略	略	略	略
(35) 附属機関に諮問すること。	○		○ (個人情報の業務登録に限る。)	○ (個人情報の業務登録に限る。)	
(36) 附属機関及び懇談会に係る事務を処理すること。		○			
(37) 附属機関及び懇談会を設置、廃止及び統合すること。	○				総務課長
(38) 略	略	略	略	略	略
(39) 略	略	略	略	略	略
(40) 略	略	略	略	略	略
(41) 略	略	略	略	略	略
(42) 略	略	略	略	略	略

(26) 略	略	略	略	略	略
(27) 略	略	略	略	略	略
(28) 略	略	略	略	略	略
(29) 略	略	略	略	略	略
(30) 附属機関等に諮問すること。	○				
(31) 附属機関等に係る事務を処理すること。		○			
(32) 附属機関等を設置、廃止及び統合すること。	○				総務部長 総務課長
(33) 略	略	略	略	略	略
(34) 略	略	略	略	略	略
(35) 略	略	略	略	略	略
(36) 略	略	略	略	略	略
(37) 略	略	略	略	略	略

(43) 略	略	略	略	略	略
(44) 略	略	略	略	略	略
(45) 略	略	略	略	略	略
(46) 略	略	略	略	略	略
(47) 略	略	略	略	略	略
(48) 略	略	略	略	略	略
(49) 略	略	略	略	略	略
(50) 略	略	略	略	略	略
(51) 略	略	略	略	略	略
(52) 略	略	略	略	略	略
(53) 略	略	略	略	略	略
(54) 略	略	略	略	略	略
(55) 略	略	略	略	略	略
(56) 略	略	略	略	略	略
(57) 略	略	略	略	略	略
(58) 略	略	略	略	略	略
(59) 略	略	略	略	略	略
(60) 指定管理者の 指定の通知をす ること。			○	○	
(61) 略	略	略	略	略	略

(38) 略	略	略	略	略	略
(39) 略	略	略	略	略	略
(40) 略	略	略	略	略	略
(41) 略	略	略	略	略	略
(42) 略	略	略	略	略	略
(43) 略	略	略	略	略	略
(44) 略	略	略	略	略	略
(45) 略	略	略	略	略	略
(46) 略	略	略	略	略	略
(47) 略	略	略	略	略	略
(48) 略	略	略	略	略	略
(49) 略	略	略	略	略	略
(50) 略	略	略	略	略	略
(51) 略	略	略	略	略	略
(52) 略	略	略	略	略	略
(53) 略	略	略	略	略	略
(54) 略	略	略	略	略	略
(55) 指定管理者の 指定をす ること。			○	○	
(56) 略	略	略	略	略	略

<u>(62) 指定管理者と 公の施設の管理 に関する基本的 事項を定める協 定を締結するこ と。</u>	○				
<u>(63) 指定管理者と の公の施設の管 理に関する基本 的事項を定める 協定を変更する こと。</u>	重要な もの	○			
<u>(64) 指定管理者と の公の施設の管 理に関する基本 的事項を定める 協定に基づき、 年度ごとの協定 を締結し、又は 変更すること。</u>	重要な もの	○			
<u>(65) 指定管理者が 提出する事業報 告書を確認する こと。</u>		○			

2 人事に関する事項

2 人事に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
(1) 非常勤特別職の職員の委嘱又は任命に係る事務を処理すること。	○				総務課長(附属機関の委員に限る。) 経営改革室長(専門委員に限る。)
(2) 懇談会の委員を委嘱し、又は任命すること。		○			総務課長
(3) 略	略	略	略	略	略
(4) 略	略	略	略	略	略
(5) 略	略	略	略	略	略
(6) 略	略	略	略	略	略
(7) 略	略	略	略	略	略
(8) 略	略	略	略	略	略
(9) 略	略	略	略	略	略
(10) 略	略	略	略	略	略
(11) 略	略	略	略	略	略

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
(1) 附属機関等の委員、専門委員その他の非常勤特別職の職員の委嘱又は任命に係る事務を処理すること。	○				総務部長 総務課長(附属機関等の委員に限る。) 経営改革室長(専門委員に限る。)
(2) 略	略	略	略	略	略
(3) 略	略	略	略	略	略
(4) 略	略	略	略	略	略
(5) 略	略	略	略	略	略
(6) 略	略	略	略	略	略
(7) 略	略	略	略	略	略
(8) 略	略	略	略	略	略
(9) 略	略	略	略	略	略
(10) 略	略	略	略	略	略

(12) 略	略	略	略	略	略
(13) 略	略	略	略	略	略
(14) 略	略	略	略	略	略
(15) 時間外勤務代 休時間、休暇 (子育て部分 休暇、介護休暇 及び介護時間 を除く。)、遅 刻、早退及び人 間ドック休暇、 リフレッシュ 休暇等の職務 免除を承認す ること。	部 長	次長 課長 教育機 関の長	担当課 長 係長以 下	担当課 長 係長以 下	
(16) 略	略	略	略	略	略
(17) 略	略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略	略
(19) 略	略	略	略	略	略
(20) 略	略	略	略	略	略

3・4 略

備考

- この表の適用に当たり、1の項第1号、第40号及び第42号から第44号まで並びに2の項第6号及び第7号に係る専決区分の

(11) 略	略	略	略	略	略
(12) 略	略	略	略	略	略
(13) 略	略	略	略	略	略
(14) 時間外勤務代 休時間、休暇 (介護休暇及 び介護時間を 除く。)、遅刻、 早退及び人間 ドック休暇、リ フレッシュ休 暇等の職務免 除を承認する こと。	部 長	次長 課長 教育機 関の長	担当課 長 係長以 下	担当課 長 係長以 下	
(15) 略	略	略	略	略	略
(16) 略	略	略	略	略	略
(17) 略	略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略	略
(19) 略	略	略	略	略	略

3・4 略

備考

- この表の適用に当たり、1の項第1号、第35号及び第37号から第39号まで並びに2の項第5号及び第6号に係る専決区分の

うち「部長」には規則第5条第2項に規定する室長は含まないものとする。

- 2 この表の適用に当たり、2の項第8号に係る専決区分のうち「課長」及び「教育機関の長」には規則第6条第2項及び第3項並びに第22条第2項に規定する特命担当課長は含まないものとする。

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1 教育総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(7) 別表第2人事に関する事項の項第15号に定めるもの以外の職務免除を承認すること。		○		
(8) 市費負担職員の育児休業及び配偶者同行休業並びに職員の部分休業、子育て部分休暇、介護休業及び介護時間を承認すること。		○		
略	略	略	略	略
(22) 審査請求に係る審理員を指名すること。			○	

備考 略

2～5 略

うち「部長」には規則第5条第2項に規定する室長は含まないものとする。

- 2 この表の適用に当たり、2の項第7号に係る専決区分のうち「課長」及び「教育機関の長」には規則第6条第2項及び第22条第2項に規定する特命担当課長は含まないものとする。

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1 教育総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(7) 別表第2人事に関する事項の項第14号に定めるもの以外の職務免除を承認すること。		○		
(8) 市費負担職員の育児休業及び配偶者同行休業並びに職員の部分休業、介護休業及び介護時間を承認すること。		○		
略	略	略	略	略

備考 略

2～5 略

6 生涯学習総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(14) 審査請求に係る審理員を指名 すること。			○	

7・8 略

6 生涯学習総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略

7・8 略

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。